

熊本県感染症対策会議設置要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、熊本県感染症対策会議の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることとする。

(設 置)

第2条 感染症の予防、まん延防止及び感染症危機管理等に関する重要事項を協議し、防疫行政を強力かつ円滑に推進するため、熊本県感染症対策会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 感染症の予防、まん延防止及び感染症危機管理に関すること。
- (2) 予防接種に関すること。
- (3) 熊本県感染症予防計画に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するための必要なこと。

(組 織)

第4条 会議は委員15名以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、医師及び関係行政機関の職員のうちから知事が依頼する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は知事が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

(庶 務)

第7条 会議の庶務は、健康危機管理課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要項に定めるもののほか、会議の運営等に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要項は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年2月1日から施行する。